

仕 様 書

1 事業名

令和 3～8 年度議事録作成支援システム賃貸借

2 事業の目的

本事業は、IC レコーダー等で録音した会議等（会議・講演会・インタビュー）の音声を、音声認識サーバー（クラウドサービス）へアップロードし、自動で文字起こしされるシステムを導入し、議事録作成における職員の負担軽減を目的としている。

3 システム賃貸借仕様

（1）賃貸借システム

① 賃貸借システムは、次の各仕様を満たすシステム及びソフトウェアとする。

品名	メーカー名	型式	備考
議事録作成支援システム	株アドバンス ト・メディア	ProVoXT	・クラウドサービス ・認識結果編集ソフトウェア 1 ライセンス付き
認識結果編集ソフトウェア		AmiVoice ReWriter	2 ライセンス分

② ①で示すシステム及びソフトウェアは、別紙 1「議事録作成支援システム要件」を満たす同等品も可とする。

なお、同等品での入札を希望する者は、入札前に本市と協議を要するものとし、質問締切日までに質問として提出すること。本市からの回答を以て協議とする。

（2）導入・保守サポート

① 導入サポート

ア 賃貸借システムの操作説明会を賃貸借期間中に納入業者にて各年 1 回以上実施すること。

※研修の対象者及び実施日等は市と協議のうえ決定するものとする。

なお、出席できる人数の上限は設けないこと。

※説明会用資料は、作成し印刷したうえで提供すること。

イ 操作マニュアルを提供すること。

② 保守サポート

ア メール及び電話によるサポートサービスを行うこと。

イ 不具合発生時に復旧対応を行うこと。

ウ ソフトウェアのバージョンアップに対応すること。

エ Windows の OS や Web ブラウザのバージョンアップに対応すること。

(3) 留意事項

仕様書に記載のない事項であっても、業務を実施するために必要な事項は実施するとともに、これらの費用を負担しなければならない。

4 貸借期間及び支払方法

(1) 貸借期間

貸借期間は、令和3年8月1日から令和8年7月31日までの60月間とする。

なお、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、本契約に係る金額について減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することができる。

また、本契約を変更又は解除したことにより損害が生じたときは、損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、協議して定める。

(2) 支払方法

本契約の支払方法は、年度分一括前払いとする。

5 納品物

- (1) 認識結果編集ソフトウェア 3ライセンス
- (2) USBキー
- (3) 作成支援システムの操作マニュアル及び操作説明会資料

6 納品場所

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市役所 行政経営課

7 納品期限

貸借システムは、貸借期間開始日までに市において利用可能とすること。また、5(1)及び(2)に示す納品物は、令和3年7月30日までに請負者が責任をもって6に掲げる納品場所へ搬入すること。5(3)については、市と協議のうえ決定した説明会実施日までに納品すること。

8 その他

- (1) 見積は本事業に係る5年間全ての費用を含めて積算すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項であっても、常識的な事項または運用上必要と認めらるものについては、納品時において充足するものとする。
- (3) 5に示す納品物は、中古品は不可とする。また、5年の使用に耐えうるに十分な信頼性を持った製品でなければならない。
- (4) 5に示す納品物の搬入について、引渡を要しない発生材は、全て役所敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処理を行うこと。

9 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の実施に関し知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、市の許可を得ずに、複製、改変してはならない。
- (2) 受注者は、この契約における業務に従事している者に対し、在職中及び退職後において、作業上知り得た事項の秘密保持義務を遵守させるよう必要な措置を講じなければならない。
- (3) 前号の規定については、本業務を完了し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
- (4) 本業務のため市から提供された情報等については、業務完了後、速やかに甲に返還するか、市の指示に従い処理するものとする。
- (5) 本業務の一部を第三者に委託して実施させる場合は、当該者は受注者と同様の秘密保持義務を負うものとする。
- (6) その他、神栖市情報公開及び個人情報保護に関する条例等関係法令及び神栖市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

10 記載外事項

その他、本仕様書に定めのない事項等が生じた場合は、市と協議すること。